

税の川通信

新型コロナウイルス対策における税制上の優遇措置

令和 2 年 4 月 7 日に政府より東京等 7 都府県において新型コロナウイルス緊急事態宣言がなされました。その状況の中、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置では、

「新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。」と政府から発表がなされました。



税理士法人リライト福島事務所
代表社員税理士 瀬谷 幸太郎

新型コロナウイルスに対する税制上の措置の主な内容は以下の通りです。

1. 納税の猶予制度の特例
 2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例
 3. テレワーク等のための中小企業設備投資税制
 4. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
 5. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
 6. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
 7. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税
- ※本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります。
- このうち、重要かつ適用される可能

性が最も高いものとして、①納税の猶予制度の特例について詳しく解説していきます。

「新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ納税を猶予する特例制度」

1、概要

新型コロナウイルスの影響により事業等収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができますようになります。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

2、対象となる方

次の①と②のいずれも満たす方（個人、法人は問いません）

①新型コロナウイルスの影響により令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等収入が前年同期に比べて概ね 20% 以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難

であること。

3、対象となる国税

令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目（印紙で納めるものを除く）が対象となります。

※これらのうち、すでに納期限が過ぎていた過去の未納の国税（他の猶予を受けているものも含む）についても、遡ってこの特例を適用することができます。

4、申請方法

関係法令の施行から 2 か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに、所定の申請書を提出する。また、収入や現預金の状況が分かる資料を提出します。

以上の通り、収入が前年よりも概ね 20% 減少している場合には、納税について猶予の特例があることを知っておくと、納税関係の資金繰りが良くなる可能性が高いと考えられます。また、地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられる予定となっており、そちらの方もチェックしておくことが大切です。